

足利義詮の禅宗信仰とその態度

葉貫磨哉

的人物像が出来たのであろうか、以下義詮について見る事にする。

一

足利義詮の禅宗信仰を思う時、常にその弟たる基氏の政策と比較したくなる。義詮・基氏の兄弟は不図も貞治六年と云う歳に世を去つた。義詮は十二月七日三十八歳、基氏は四月十六日の二十八歳である。これら十歳違いの兄弟が京都と鎌倉にあってそれぞれ足利政権の重責を負つたのであるが、これら兄弟の信仰と政策には自づから差があつた。貞和五年十月に義詮に代つて関東公方となつた基氏は、足利氏の禅林に対する施政方針¹⁾・暦応・康永の禪刹規式を基本とし、禅林に現われた幣害を直接政策面に反映させ、禅林の統制管理を常に前向の方向で処理している。然し義詮にはこのような態度は見られず、直義の示した暦応・康永の禪刹規式などは気にならないようで、感情の赴くままの場当たり的な態度としか思われない。義詮は尊氏に教育され、基氏は直義派の上杉氏に養育された。指導養育する者の違いによつてこのような対称

貞和五年に直義の失脚に伴い、代つて鎌倉の義詮が十月一二十二日に上洛し、二十六日には三条坊門邸に入り、約一ヶ月の間をおいたと思う十二月一日に、尊氏に勧められてか天竜寺に赴いて夢窓疎石について受衣している。「冬十一月鎌倉左典厩上京、十二月一日、詣天竜寺、与師相見於普明閣上、親受三衣鉢」とある如く義詮も夢窓帰依者の例に連なつた。それと云うのも尊氏は建武三年に「大將軍請²⁾師於幕府、展³⁾弟子礼、勤求⁴⁾示誨」であつて夢窓に対して弟子の礼を取り、高師直もまた「四月十五日、武州太守高師直請兼管真如寺」先⁵⁾是高師直受衣將建⁶⁾一梵刹⁷⁾請⁸⁾師為⁹⁾開山¹⁰⁾とあって夢窓に受衣し、更に無外如大の正脈庵を改装して真如寺と称して鼻祖とした。足利政権にとつて不可欠の持明院統

の光嚴上皇もまた「夏四月八日太上天皇駕幸西芳寺」受衣⁽⁵⁾孟以執弟子儀⁽⁵⁾とあって康永元年には上皇の受衣、師直の真如寺開創があり、貞和二年十一月廿五日には「主上召師入内、受衣展師資礼」次日特賜夢窓正覺國師⁽⁶⁾とあって光明天皇の受衣となり、更に国師号の特賜となつた。然して直義も不本意ながら夢窓帰依の一員とならざるを得なかつた。「武衛將軍訪師於西山」咨問曰、往年在関東拝仏光禪師真容⁽⁷⁾表弟子儀⁽⁷⁾今欲禮師親受衣孟如何、師曰、事同一家遂受衣孟⁽⁷⁾とある如く無学祖元の影前受衣について、今度夢窓に再度の受衣をなしている。この事については既に玉村竹氏の『夢窓国師』に詳しい。このように足利政権を支える重要人物は全て夢窓帰依の一色となつた。このような折に上洛した義詮は、入洛して間も無い期間に夢窓に受衣する程の参禅への関心があつたのだろうか、直義の金剛憧下（吉林清茂の法嗣及び参学の徒）への帰依をも歪め、表面は夢窓尊崇の態度を表明させた尊氏は聊か満足の様子であるうし、子息義詮も信仰心の無色の中に無窓帰依の烙印を押して置く必要を感じた。義詮が鎌倉にあつて特定の禪僧に参禅した経歴も無く、所謂無関心な義詮が上洛早々に夢窓受衣の動機が起つたとは思われず、尊氏の勧めに従順であつたとか思われない。それは次のような事情から推察出来る。尊氏は後醍醐天皇の中興政治に荷担し、そしてこれを滅した事

が、天皇に代つて夢窓を庇護する事を思いたち、これを幕府に請じて弟子の礼をとつた。本来入室受戒を望む者なら、自づから夢窓の庵室に足を運ぶべきであろうが、そこが肩代りの外護と云う気軽さが、夢窓を幕府に呼出して受戒すると云う氣易さがあつた。所が暦応二年八月に天皇は吉野に崩じた。中興政治に背いた意識が次第に罪悪感となり、更に天皇崩御と共に追善菩提の念へと発展した。このためには直義と共に民力の疲弊、山門の強訴、公家社会の反対など、あらゆる障礙にもまげず「為被資後醍醐院御菩提」の一念は尊氏をして天竜寺造営に邁進させた。そして「天皇帰依の夢窓を開山に請じて尊氏遺恨の御氣色を和げ奉つろうとした。それ以来暦応三年の細川和氏の夢窓拝請による補陀寺開堂、康永元年光嚴上皇受衣、高師直受衣及び真如寺草創、貞和二年十一月光明天皇受衣、貞和四年三月直義再度の受衣、十二月義詮受衣、觀応元年二月兩太上太皇后及び皇太后諸宮妃等の内道場に於て受衣、と統けば重要人物は全て夢窓帰依となり、天皇に対峙した面々が夢窓尊崇、天竜寺帰依の志を持つ事が天皇の怨靈を鎮めるものと考えた。茲に到れば最早や肩代りの外護では無くなつた。所が觀応二年八月になると、夢窓帰依によつて尊氏に恭順の意を示した直義は、一党と共に北国に走つた。尊氏の思惑は見事に外れ、再び天皇の怨靈が⁽¹²⁾気になり、直義を追つて近江の鏡宿に陣したが、思い返して

夢窓に宛てて左の書状を呈出した。

天竜寺事 為奉報謝

先皇之恩德、蒙

今上之勅命、為御開山建立訖、公私之発願濫觴異他、現当之願望、仰伽藍之照鑑、仍當家之子孫、一族家人等、及末代專當寺帰依之志、寺院并寺領等事、可抽興隆之精誠、若

現不義及違乱者、永可為不孝義絕之仁候也、可得此御意

候、恐惶敬白、

觀応ニ八月十六日

尊氏御判

侍者御中

此御書是觀応二年九月二日、

自江州戰場所下給御自筆置文也⁽¹³⁾

風之狀如件、

文和二十一月廿六日

尊氏御判

門徒御中⁽¹⁵⁾

とあり、足利氏及び一族家人が末代に至るまで天竜寺帰依の志を専らにさせるとは、後醍醐院の恩徳報謝のため、末代に及んでその菩提を祈らせると云う事であり、直義を無理に受衣させ、上洛して間も無い義詮が無関心なのを幸い夢窓色に染めたのも、実は尊氏の心底に宿る天皇の怨霊から逃れためであり、一族揃って夢窓受衣の形で天皇の鎮魂菩提を祈ると云う、夢窓は尊氏胸中に蟠まる天皇の心靈に奉げた請文なのである。このように見ない限り義詮の受衣は肯けない。

所が直義は謀反したではないか、不義違乱に及んだ直義は、薩埵山合戦後の觀応三年（文和元年）二月廿六日に「不孝義絕

之仁」として鎌倉で毒殺した。⁽¹⁴⁾ 直義は殺しても子息義詮には慎重にならざるを得なかつた。直義の如き見せかけの夢窓帰依では無く、骨の髓まで天竜寺・夢窓派に対する関係を専らにさせる必要があつた。無関心な義詮に尊氏は反つて幸いした。文和二年十二月に尊氏は天皇の皇子世良親王開基による嵯峨臨川寺を以て十刹位に列した。

嵯峨臨川寺事、

後醍醐院 勅願、夢窓國師寂場也、禪宗再興之聖跡、君臣帰依之靈地、信仰異他、仍雖為門徒寺、任東福寺之先例、所准十刹之列也、宜為散在諸山之最頂、弥尊開山行道之宗

とあり、後醍醐院・夢窓・君臣の帰依とあり、更に觀応二年九月の夢窓寂後は益々開山の行道を尊び、その宗風を受け嗣ぐ門弟への帰依であり、夢窓派優遇策こそ天皇の靈を慰めるものと考へた。従つて東福寺の例に准じて門徒相承を許して信仰が全く他と異なる事を明らかにした。所が義詮に翌年の文和三年正月に同様の文面を以て左の状を認めた。

嵯峨臨川寺事、

後醍醐院 勅願、開山國師寂場、禪宗再興之聖跡、君臣帰依之梵字、信仰異他也、仍雖為徒弟院、任東福寺之先例、

可准十刹之由被仰、門徒存其旨、可被執務之状如件、

文和三年正月廿六日

左中将御判

当寺長老⁽¹⁶⁾

死去と何らかの関係があるよう思える。次にこれについて見る事にする。

とあり、尊氏が十刹位に列した後にどうして義詮が同様の内容を命じなければならないのだろうか、義詮は単に尊氏の命令に従つたまでで「可准三十刹之由被仰」と尊氏の意志を義詮なりに伝えたに過ぎない。然し尊氏にして見れば義詮もまた自分と同じ信仰に起因しているからで、「当家之子孫……及末代専当寺帰依之志」にすると誓つたが、違約なく義詮もまた夢窓派帰依である事を公表したかった。尊氏の氣持も少しは落着いたであろう。

據て延文二年九月には夢窓国師七年忌の法要が天竜寺に於て営まれ、尊氏は義詮を伴つてこの席に参列した。「三十日、今日夢窓国師七年忌也、將軍父子入寺云々⁽¹⁷⁾」とあり、遠忌は盛大であつたらしく「法儀尽善、観者倍信」と『普明国師行業実録』は記している。義詮は尊氏によつて夢窓帰依を押し付けられ、引き廻されて優遇策を施した。所が延文三年四月に尊氏は遂に死去してしまい、遺された義詮は九月一日に至つて京都万寿寺を五山に列した。⁽⁸⁾ 義詮の思慮によつて定めた禅林の制度はこれが最初で、義詮が万寿寺を五山に列した理由は何処にあるのだろうか、特別の関心を示した様子も無く、義詮の聖一派禪僧への帰依も稀薄であった。これには尊氏の

註 1 『太平記』卷 左馬頭義詮上洛事、『師守記』

2 『夢窓国師年譜』

右同

右同 『夢窓国師塔銘』『夢窓国師碑銘』

右同

右同 『天竜寺紀年考略』

玉村竹二氏『足利直義禅宗信仰の性格について』仏教史学

右同氏『夢窓国師』一八〇頁平楽寺書店発行

右同七二頁～七五頁

『天竜寺造営記録』『天竜寺紀年考略』

『太平記』卷 直義追罰宣旨御使事付鷹社鳴動事

13 12 11 8 7 6 5 4 3 2 『天竜寺重書目録』『天竜寺紀年考略』玉村竹二氏『夢窓国師』一八一頁

14 『足利系図』『雪村和尚行道記』、『太平記』卷 慧源禪門逝去事

15 『臨川寺重書案文』乾『後鑑』四十八卷『大日本史料』六編

16 『天竜寺文書』一『後鑑』四十九卷

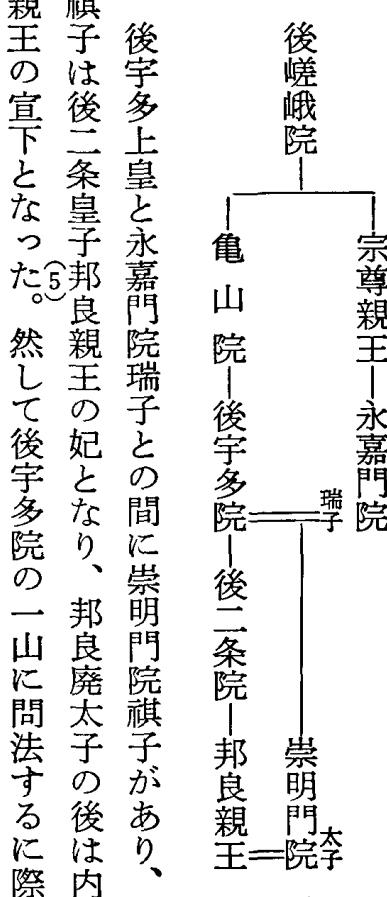
17 『園太曆』延文二年九月卅日の条

18 『夢窓錄考証』『京城万寿禪寺記』今枝愛真氏「禪宗の官寺機構」日本学士院紀要十九の三

三

万寿寺は固より家社会の寺院であつて武家とは何んらの関係も無かつた。『京城万寿禅寺記』によれば、白河上皇は皇后郁芳門院媞子追善のために、永長二年にその遺宮を仏寺とし、世に六条御堂と称されたものであつたが、正嘉年間に十地土人（十地覚空）とその徒慈一房（東山湛昭）が東福寺の円爾に投じて禪旨を領し、教寺を改めて禪院となし、弘長元年十一月に東山湛昭によつて開堂の儀式がなされ、嘉曆三年には禪院の整備も調つたのか、北条高時は時頼の素意を伝えて万寿禪寺と称した。元徳二年九月に至つては、崇明門院祺子（後宇多院皇女）によつて樋口・高倉・東洞院を壠とする土地が寄せられ、この地に万寿前住耕雲克原の徒紹臨が、元弘二年に朝命を拝して地蔵像を安座して報恩寺と号し、祺子の母永嘉門院瑞子（宗尊親王の女）の追善道場とし、祺子はまた尾州味岡本荘を寄せてその香燈に充てた。これら万寿・報恩の両寺が暦応三年に良悦なる僧によつて統合されて一寺となるなど、武家とは特別の関係は無いのである。これら大通派（西潤子疊の派）の耕雲克原の徒紹臨や良悦などは共に公家社会出身の禪僧であつたであろう。五山禪僧には諱の系字（諱の上字）によつてその属する門派が判断され、来朝僧の門弟には一層これが明白である。⁽¹⁾ 五山派で諱に「良」の付く門派

と云えれば一山一寧の門派がそれで、一山直弟には無惑良欽、聞済良聰、無相良真、極仙良初、無著良縁、大年良椿、良舜があり、法孫にも魯山良周、要堂良松、蘭州良芳、正庵良因、無格良標、大道良弘、宗伝良教、道林良遁、相山良永、玉海良芝などがある。⁽²⁾ 一山は門弟に「良」と「友」とを系字にして安名している。然して良悦なる者も或は一山直弟の列に連なるものかも知れない。一山は龜山・後宇多両上皇の帰依を受け、「上_三龜山法皇」法語や、後宇多上皇は幕府に命じて一山を上洛させ正和二年八月に南禅の後席を嗣がしめ、度々詔を下して入内または入寺して問法をなし、一山示寂の報に接しては「太上皇得_レ表、蒼皇幸_ニ寢室、趺坐儼然、宛如_レ生也、君臣嗟悼太上皇、便賜_ニ宸奎_ニ贈_ニ國師之號_ニ」⁽³⁾ とあり、更に「欲_レ報_ニ老師直示之的旨、旌_ニ鷲嶺付屬之金言_上」⁽⁴⁾ と以後の決意の程を示すなどその帰依に深かつた。このような後宇多上皇を万寿寺関係の人々と結ぶと次のようになる。



しても、瑞子・祺子も陪聴に預つた事であらうし、祺子が報恩寺に尾州味岡本荘を寄せれば、良悦は尾州味岡新荘を寄せる云う。このような本荘・新荘などの隣接荘園は同一人より分割譲与されたと解釈すれば、崇明門院・良悦は血縁につながる者となろう。「崇明割^三尾州味岡本荘^一充^三永嘉香燈^一暦⁽⁶⁾応三年庚辰僧良悦附^三味岡新荘^一六条万寿与^三報恩^一合為^二寺^二」とあり、所領^二とい、万寿・報恩合一^一とい、永嘉門院追善^二とい、崇明門院祺子と良悦とは共通の目的を持つていた。後宇多院の一山帰依が、崇明門院血縁の良悦なる者を生み、良悦・崇明門院は母永嘉門院追善のために万寿寺の寺基拡大を図つたと思われる。

更に大通派（西澗子曇の派）の耕雲克原の徒紹臨などもこの類と思われる。西澗子曇は一山一寧の案内者として正安元年に帰朝し、相州円覚寺に入寺し、「会西澗謝^三鹿山事^一府命令師權之両山一矩衆望翼如也、己而辭^三建長^一獨正^三円覺席⁽⁷⁾」とある如く西澗は円覚を退き、一山は建長・円覚の兼帶を止め円覚専住となり、建長後住は西澗が入院した。西澗は帰朝以来一山とは相互の発展に努力して來た。然して建長の西澗に後宇多上皇は特に問法し、「後宇多上皇親降^三綸綺^一」諮詢宗要、師獻^三法語一段^一大協皇情⁽⁸⁾」とあり、上皇の帰依を受けに至り、徳治元年に示寂の後は上皇の帰依が一山に移り、一山は正和二年に南禅入院となつた。西澗の門派は急速な發

展はなく、嵩山居中・明岩正因などが東西の代表で嵩山は西澗の寂後に一山に参じ、文保元年十月廿四日に一山が示寂すると再度入元したが元亨三年に帰朝し、藤原範秀の復興した洛西の西禪寺、元徳元年詔りを受けて衆林精舎、元弘二年に是「奉^レ詔昇^三南禪^一翼載召^レ師入^レ内、詢^三心要^一奏對稱^レ旨⁽⁹⁾」とあり、西澗・一山などの門流は自づと公家社会と密接な関係があつたし、嵩山の兄弟耕雲克原も京にあつて万寿前住の経歴があつた。嵩山が元弘二年に南禪入寺及び入内問法に預つた年に、「前住耕雲原之徒紹臨奉^ニ朝命^一就^ニ彼地^ニ先建^ニ報恩精舎^一奉^ニ安地藏尊容^一修^ニ薦永嘉門院仏駕⁽¹⁰⁾」とある如く、崇明門院祺子の寄付する地に報恩寺を創めて永嘉門院の追薦を祈るなど、朝命とは後宇多・崇明門院などの沙汰であろうし、永嘉門院の冥福を祈るとすれば紹臨もまたこれらの縁に連なるものであらうか、一山・西澗などの門より、紹臨・良悦などの公家出身の禅僧が出ても何んら不思議な現象では無く、帰依僧の門派に庶子を託する例は枚挙に遑がない。嘉暦四年（元徳元年）八月永嘉門院死去、元徳二年九月崇明門院樋口・高倉・東洞院の四至を限つて寄進、元弘二年紹臨による報恩寺建立、崇明門院尾州味岡本荘寄進、暦応三年万寿・報恩の両寺合併、続いて良悦の味岡新荘の寄進と続き、「特別^ニ郁芳仙詞^一白河後宇多等同嚴追修⁽¹¹⁾」すると云うに至つて、全てが一山・西澗に対する後宇多院の帰依がこのよう

結果を齎したものとなるう。

このように武家とは無関係な万寿寺を五山に列するには、官寺に組入れなければならない或種の事情が内在していたのかも知れない。万寿寺住持は聖一・大応・法燈・仏光・一山・大覚・大鑑・慈慧等の諸派から住持につき、正に十方住持制をもつて居り、寺基拡大が成つて五山に昇格するには何んの不足も無かつた。然し歴代を具に観察すると、開山の十地覚空より、東山湛昭・肯庵・松嶺智義・無才智応と聖一派中の三聖門派（東山湛昭の派下）が歴住し、続いて「嘉元甲辰⁽¹⁴⁾」奉^レ詔入^ニ京師^一太上皇召對^ニ宮掖^一問答稱^レ旨、特差住^ニ持輩下万寿禅寺^一貴遊問道者、車馬日駢集、又以^ニ東山故址^一興^ニ造嘉元禪刹^一延^レ師為^ニ第一祖⁽¹²⁾とある如く大宰府の崇福寺より南浦紹明が上洛し、亀山上皇のために禪要を説き、翌年の嘉元三年七月二十日に万寿寺に入寺せしめられた。更にまた「亀山法皇大祥、奉^レ勅就^ニ嵯峨殿^一陞座⁽¹³⁾」とある如く後宇多上皇の帰依をも受けるに至り、嘉元寺の創立は不可能となつたが、徳治二年十二月に北条氏の招聘を受けて建長寺入院をなすまで、公家社会の尊崇を一身に集めた。然してこれら両上皇の帰依は、南浦の万寿寺の一流相承を所望する処となり、亀山・後宇多の両上皇はこれを廻つて意見の一一致がなかつた。後宇多上皇は南浦の万寿寺入院を認め、果ては一流相承をなさしめたい意向があり、亀山上皇は寧ろ從来の三聖門

派の相続⁽¹⁵⁾を支援したかつたらしい。「當時為^ニ亀山法皇御分^(後宇多)之間、仙洞依^ニ南浦上人事^一雖^レ有^ニ當寺御所望^一故法^ニ皇遂以^(山)無^ニ御領狀⁽¹⁴⁾」と云う状態であつたが、兎角「自元一旦事、非^ニ始終之儀⁽¹⁵⁾」との条件付で南浦の入寺が実現した。南浦入院の約二ヶ月後の九月十五日に亀山法皇が崩御になると、万寿寺東堂の無才智応であろうか、「亀山殿崩御之後、被^レ追出空識上人^一而南浦上人被^ニ入院⁽¹⁶⁾」⁽¹⁶⁾る事となり、万寿寺に寄住する三聖門派は離散し、正に不便の次第となつた。それが即ち南浦の直弟絶崖宗卓の入院早々の徳治三年正月に「六条院万寿寺開山十地上人門弟申、南浦上人建長寺入院上者、以^ニ當寺^一如^レ元可^レ被^レ返^ニ付東山門弟^ニ由^一」との奏上に及んだが、後宇多上皇の帰依は南浦の大応派にあつたと見え、万寿寺は三聖門派に返還される事はなく、大応派の甲乙住持が統けられ、絶崖宗卓・通翁鏡円・雪庭宗禪と南浦の直弟^ニ大応派の相承が続き、代つて西澗子曇の直弟耕雲克原・出塵処傑・混源正肇の大通派がこれに次いで進住した。然して茲に至つて今度は大応派から万寿寺を南浦の法流に返す事を要求されたらしい。大通派は不服ながらも承諾せざるを得なかつたらしく、混源正肇の後住に即庵宗心（南浦の直弟）が嗣いできび大応派となつた。このように聖一派中の三聖門派、大応派・大通派などの諸派が各々一定期間の甲乙住持を維持した事が万寿寺進住に対する既得権を成立させる結果となり、各

派がそれぞれ自派の権利を主張して譲らず、動もすれば門派間の対立は激しさを加えた。耕雲克原の徒紹臨が朝命を挙げて崇明門院の寄進地に報恩寺を創めて、永嘉門院の追善を祈り始めたのも、追い出された大通派が、新たなる拠所を求めて転出を計ったに相違ないし、再び大応派の手中に落ちた万寿寺を三聖門派は恨みの眼差しでこれを眺めたであろう。朝廷女院の擅越も解決の方法を知らず、遂に武家の力に縋らざるを得なかつた。このような問題は直義の政治力を發揮させるに十分なるものがあつた。対立する三派をも傷つけず、外護者である皇室女院も納得する人物を選別する必要があつた。茲に至つて直義は法燈派の高山慈照に白羽の矢を立てた。暦応三年四月頃に高山は万寿寺に入院した。高山は法燈國師心地覚心の直弟であり、心地は弘安四年に「禅林太上虎闘²¹」とあり、大應派は取上げられた恨から静観し続けた。直義は更に高山慈照に対する風当たりを考えてか、住持二ヶ月にして建仁寺の嵩山居中の後住として転住せしめた。思い残す事なく嵩山は建仁を退院したであらう。「師欣談²²」とあり、大應派は取上げられた恨から静観し続けた。直義は更に高山慈照に対する風当たりを考えてか、住持二ヶ月にして建仁寺の嵩山居中の後住として転住せしめた。思ひ残す事なく嵩山は建仁を退院したであらう。「師欣然入寺、僅両月、廢者具興、俄被旨住²³東山建仁²⁴」とある如く、萬壽²⁵金毘羅季、敲唱相応、法燈之道盛行于時庚辰歲六月大旱云々とあり、萬壽後住は同門の東海竺源を充てて残り任期を満了させた。萬壽寺問題は解決した。慈に至れば報恩寺は最早不用のものとなり、同年中に對立門派とは無関係な一山派の良悦によつて「六条萬壽寺²⁶・報恩寺²⁷合為一寺」とある如く立所に和合合体し、東海の後席は大應派の宇多兩上皇は聖一・大応・大通三派の帰依のみでは無く、それ以前に法燈派のある事を想起させる必要があつたし、対立

する三派も互に牽制しながらも、これについて異議を挿む理由は無かつた。高山の住持は暫時これらの対立を和らげた。高山が進住すると間も無く、直義は万寿寺をもつて十方刹の寺院とした。「直義源公革²⁸京之万寿²⁹・甲乙為³⁰十方刹³¹」とある如く、一派の独占相承はこれにて消滅した。当時に於ける比類無き学者、三聖門派の代辯者虎闘師鍊、豊富な遍參歴を持つ大通派の代表格嵩山居中、客觀的な第三者夢窓疎石、何れも「妙選住持」に両手を挙げて賛成した。「妙選住持、南禪虎闘³²、建仁嵩山中公、天竜夢窓国師石公、³³舉³⁴師道行高潔³⁵、疏幣敦請³⁶」とあり、大應派は取上げられた恨から静観し続けた。直義は更に高山慈照に対する風当たりを考えてか、住持二ヶ月にして建仁寺の嵩山居中の後住として転住せしめた。思ひ残す事なく嵩山は建仁を退院したであらう。「師欣然入寺、僅両月、廢者具興、俄被旨住²³東山建仁²⁴」とある如く、萬壽²⁵金毘羅季、敲唱相応、法燈之道盛行于時庚辰歲六月大旱云々とあり、萬壽後住は同門の東海竺源を充てて残り任期を満了させた。萬壽寺問題は解決した。慈に至れば報恩寺は最早不用のものとなり、同年中に對立門派とは無関係な一山派の良悦によつて「六条萬壽寺²⁶・報恩寺²⁷合為一寺」とある如く立所に和合合体し、東海の後席は大應派の宇多兩上皇は聖一・大応・大通三派の帰依のみでは無く、それ以前に法燈派のある事を想起させる必要があつたし、対立可翁諱は宗然、筑後の人、幼にして大應國師南浦紹明に参

じ、文保元年に寂室元光・鈍庵・俊などと共に入元し、中峰明本・元叟行端・古林清茂・無見先覩・断崖了義・絶学世誠などに参考する事十年、帰期して筑紫の崇福寺、洛中の万寿寺、泉州禪通寺を開いて第一世となつた人で、直義好みの金剛幢（古林の別称）参考の徒であり、直義は大応派を慰めながらも自己の裨益筋を住持につけて大応派への礼とした。然して可翁を再度建仁寺に移し、任期の後は山内に天潤庵を創めて退居させ、以後長く紫野大徳寺が五山を覗く有力な窓口となつた。以後雪村友梅（一山派）、杲山宗昭（仏光派）、足庵祖麟（大覚派）、古先印元（中峰派）、南峰妙讓（仏光派）、鑑翁士昭（聖一派）、此山妙在（仏光派）、天境靈致（大鑑派）、竺堂円瞿（燄慧派）、古鏡明千（大鑑派）と歴代を重ねて「始昇^ニ本寺」為^ニ五山⁽²⁵⁾と云うのであり、名実共に備わった万寿寺を五山に列しても何んら問題は起らなかつたし、五山の格式を与える事が至極当然の結果と受取られたであろう。義詮の万寿寺昇格は直義路線の延長であつて、義詮の独創では無いのである。既に暦応三年に直義によつて十方刹とされた事は、朝家檀越が万寿寺住持の任免権の一部を武家に割譲した事を意味し、既に万寿寺は幕府の官寺機構の中に組入られていたと見られるからである。「令嗣⁽²⁶⁾寶篋相君延文三年戊戌陞^(義詮)位於五山之列⁽²⁷⁾」とあるのは最終的な仕上の段階であつたと思われる。然らば義詮は万寿寺の故事來歴を考慮に入れて五山に列し

たものだろうか、知識老宿の茶番劇的な話をも時には信用する義詮が、深い思慮を廻らして五山昇格を定めたのでは無く何人かの注申によつて喚起されたとしか思われない。それは尊氏の死去した延文三年五月から、八月十二日の除服の宣下がなされた頃まででは無かつたか、次にこれについて見る事にする。

註¹ 玉村竹二氏『禪僧称号考』画説五三・五四・七〇・七一・七二

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-------------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|-------------|-------------|----------|----------|--|----------|----------|----------|
| 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 右同 | 右同 | 『延宝伝燈錄』卷二、『扶桑五山記』 | 『京城万寿禅寺記』 | 『一山國師行記』 | 『京城万寿禪寺記』 | 『本朝皇胤紹運錄』 | 『一山國師語錄』 | 『一山國師行記』 | 『延宝伝燈錄』卷二十一 | 『延宝伝燈錄』卷二十二 | 『大應國師塔銘』 | 『大應國師語錄』 | 『東福寺文書』卷一、大日本古文書家わけ所収、この史料について玉村竹二氏の教示に預つた | 『大應國師塔銘』 | 『大應國師語錄』 | 『大應國師塔銘』 |

17 右同
 『五山歴代』、『延宝伝燈錄』卷二十の絶崖の像に「開法豊之万寿、遷住筑之崇福、洛之万寿相之淨智、後宇多帝降詔主南禪」とあり、通翁の条には「花園帝皇詔存臻出世京之万寿」即庵の条には「歴住豊之万寿筑報恩崇福、後有詔主洛之万寿」とある。

19 『法燈國師行実年譜』

右同

『高山禪師塔銘』

右同

『高山禪師塔銘』

右同

『京城万寿禪寺記』

『五山歴代』

『京城万寿禪寺記』

四

延文三年四月頃から尊氏の病は重くなり、本道外科の医師、君臣の施薬なども効無く、陰陽道・鬼見・太山府君・星供・冥道供・薬師十二神将法・愛染明王・不動慈救延命法などあらゆる修法も利目を示さず、三十日に至つてこれらの加護も得られず五十四才で死去した。然して衣笠山麓の等持寺に於て竜山徳見・平田慈均・無徳至孝・鑑翁士照・東陵永興などの五山禪僧によつて鎖龕・起龕・下火などの仏事がなさ

れ⁽¹⁾、五七日に至つて義詮は乾峰士曇を招いて陞座説法を請うた。閻魔とその眷属を供養する修法⁽²⁾・冥道供をもなしたが尊氏は助からなかつた。「子將軍請⁽³⁾仏尋」⁽⁴⁾とある如く、果して父尊氏は成仏してくれただろうか、乾峰は義詮の疑問を次のように解決した。
 問、^(高峰頭目) 仏國禪師三十三年遠忌辰、和尚陞座説法、閻羅大王來聴官聽是也無、
 答、認著依前還不是、
 問、^(足利尊氏) 今日長壽寺殿三十五日忌辰、閻羅大王來聴受也麼、
 答、閑神野鬼窺覗無門○中
 粵有先天征夷大將軍薨御、⁽⁵⁾ 舍維負金棺之義已尽、中陰超鍊⁽⁶⁾圓之事未畢、直奏⁽⁷⁾、當今皇帝追謚徽號、勅任⁽⁸⁾一品左僕射⁽⁹⁾榮達冥域、如古皇先生⁽¹⁰⁾父嚴肅威儀、如⁽¹¹⁾師子將軍⁽¹²⁾請⁽¹³⁾仏尋逐于肉、殊當⁽¹⁴⁾茲忌辰折骨作筆、自書⁽¹⁵⁾地藏神咒⁽¹⁶⁾寶号、恰如⁽¹⁷⁾唐李觀⁽¹⁸⁾常刺血為⁽¹⁹⁾黑手、書⁽²⁰⁾金剛般若⁽²¹⁾大孝順之至、諸聖彰⁽²²⁾感格、伏乞⁽²³⁾台察⁽²⁴⁾

○

に南禪進住の年の十月廿日に、夢窓疎石に請ぜられて仏国國師高峰顕日（夢窓の先師）の三十二回忌の陞座をなした。この時に閻魔が眷属を率えて乾峰の説法を預り聞いたと云う、「朱雀街律寺主暴死、三日而蘇、曰、我獨行曠野二十百両車前後済々、中有王者一面如渥丹、竊問⁽⁴⁾之、從者曰、閻魔大王也、娑婆世界一仏説法、往預⁽⁵⁾其会」とあり、その後に「又亡人經三年者、逢人曰、十王臨⁽⁶⁾会、地獄無⁽⁷⁾人」と云うのであり、地獄に人無しの状態では尊氏の往生は紛れも無かつた。「請⁽⁸⁾仏尋」じた義詮は疑心と喜びが交叉しながらも一応は安心した。「僧曰今日為^(足利尊氏)仁山居士陞座、還有⁽⁹⁾閻王聞⁽¹⁰⁾一聲、師曰閑神野鬼窺覗無門」とあるのも地獄に突落とす事を止めた閻魔は、説法を聴聞する必要が無くなつたし、尊氏の往生を決定的なものとした。乾峰士曇と云う人は禅僧であると共に、密教に対しても寛容であり、神人接化の説話もまた枚挙に遑がない、賀茂明神が入室受戒して勝岳の法名を受け、翌日覗するに僧伽梨をもつてしたとか、北野天神が使者を遣して金剛經を書写せん事を求めたなど、神人化度の豊富な人で『東福寺紀年録』などにもその神秘的説話が纏めてある。

男山神靈現金色弥陀仏身、騎紺黒獅子、光降于乾峰室、默契法要、見者聞人不仰瞻之、大小檀那感仏神相見之奇瑞、而八幡目庄安禪禪寺築丈室、就于乾峰一需⁽¹¹⁾室

名⁽¹²⁾本⁽¹³⁾于得道以來不動性之神偈、扁⁽¹⁴⁾于不動亭、仍題⁽¹⁵⁾神靈歇⁽¹⁶⁾却祖師心之偈、天下名繙廿員唱和之、乾峰自筆之雕焉云々、加⁽¹⁷⁾之乾峰住泉州塙、宿松山海會寺之日、金面龍王見⁽¹⁸⁾乾峰求⁽¹⁹⁾法要、後欲⁽²⁰⁾酬⁽²¹⁾法恩、伏聞⁽²²⁾和尚願望、乾峰曰、此地無⁽²³⁾井水甘美、万民渴望之云、龍王鑿⁽²⁴⁾井應⁽²⁵⁾其需、到⁽²⁶⁾如今⁽²⁷⁾淨水湛然矣、

とあるなど室号を求めたり、井泉を施すなど神人を接化する事夥しい、また「東福旧有⁽²⁸⁾魔孽、服⁽²⁹⁾師法味、頓革⁽³⁰⁾邪心」にあるなど悪魔の降伏には一際その密教的修法に効果があり、尊氏のように怨靈に怯える者にとって、乾峰の密教的修法には帰依しやすい親近感を覚えたであろう。従つて「夢中⁽³¹⁾感通、令⁽³²⁾我画⁽³³⁾尊容、利濟偏⁽³⁴⁾沙界、善根無⁽³⁵⁾所窮、貞和⁽³⁶⁾五曆大簇下旬、為⁽³⁷⁾乾峰和尚⁽³⁸⁾書⁽³⁹⁾之、尊氏^(花押)」とある自画自の地蔵像画を乾峰の需めに応じて与えたり、延文二年二月二十二日の夜に尊氏の夢枕に異人あつて、「花有⁽⁴⁰⁾仮性、天地無⁽⁴¹⁾隔」の一題の和歌を求めた瑞夢に、五山禪僧がこれを賀して頌を寄せ、乾峰に命じてその詩軸の序を作しめたと云うのも偶然の成行では無く、夢窓無き後の尊氏帰依僧の一人であつたであろう。尊氏臨終に際して、本道外科の医師に交つて「有⁽⁴²⁾驗高僧」も多く參集したと云うが、乾峰などもその一人であったのではないか。そして尊氏の仏事には平田慈均（南禪当住）、無德至孝（建仁）、万寿前住鑑翁士照（東福当住）

など聖一派の禪僧が参加し、有驗の高僧的な乾峰に陞座説法を請うなど、尊氏の仏事には以外に聖一派が多いのである。無関心な義詮は尊氏の死を通して聊か信仰心が芽生て來た。茶話の序に五山内の事にも及んだであろう。東福寺の末寺たる万寿寺が寺基拡大され、豊富な寺領を持ち、十方刹として幕府の官寺機構に組入られている現状は、五山昇格を鶴首していたのかも知れない。聖一派¹¹東福寺派にとって末寺の万寿寺が五山に列せられる事は一面名誉な事でもあり、折に触れて聖一派禪僧の注申は義詮をして五山昇格を決定させたであろう。纏て八月八日の百ヶ日も過ぎ、八月十二日に到つて除服の宣下があり¹⁰、政務も平常に戻つた九月一日に義詮は万寿寺をもつて五山に列した。そしてこれらの関係は自づと聖一派の禪僧を知り得る事となり、貞治二年に義詮は西山の臨川寺に友山士偲を以てした。臨川寺は夢窓派の拠点として他門の住せる寺院ではないのである。義詮自身臨川寺に対しても「雖為徒弟院」と称し、夢窓派相承の事は百も承知の筈である。「西山臨川乃門庭甲乙、特請¹²師補^{ニ其席}」貞治癸卯、開山正覚国師之十三白也、師為陞座普説¹³とある如く、夢窓の遠忌に陞座普説をなすなど、臨川進住にあたつて夢窓派の怒りを受けなかつたのだろうか。夢窓が高峰顕日の卅三回忌にて、この度は康安元年に乾峰が寂したため、同門の友山を請

じたのかも知れない。なる程夢窓の『臨川家訓』によると、「本寺住持不可^ニ妄請^ニ塔主^一与^ニ門弟宿老^一相共商量、選^ニ其器^一以任^レ之、門弟之中無^ニ其器^一則請^ニ他門名勝^一亦可也、莫^レ徧尋常度弟院之式^ニ矣」とあって友山が住持につける特例は示されてある。然しそれは夢窓派中に臨川寺住持となるべき器用の人物が存在しなかつたと云う事を義詮自身が認めた事になる。そして友山の陞座に禪客が「進云、枢府大相公、今日入山燒香、還有^下与^ニ國師^一相見分^上也無、答曰風從虎雲從龍」なる問答があり、乾峰の「闍羅大王來聽受麼、答曰閑神野鬼無門」と云う尊氏卅五日の問答と似たものがあり、義詮の信仰と力量を禪客が見抜いているような気がして面白い。そしてまたこの夢窓の遠忌は臨川寺塔主の竜湫周沢が「各捨^ニ淨財^一互抽^ニ丹悃^一京城大小禪律寺院^ニ二十七所、贈以^ニ観金^一就^ニ于本院^一當^ニ備斎羞^一羅^ニ列香燭^一普會^ニ諸大禪德諸大官員^ニ命^ニ小比丘^一陞^ニ于此座^一贊^ニ揚仏事^一」とある如く、夢窓門徒中より観金を集めてこの大斎会を設けたもので、夢窓の『三会院遺戒』によると「老僧滅後不可^レ定^ニ喪主^一」とも記しており、更に「老僧滅後、中陰、百日、小祥、大祥等諸忌辰、只要^ニ現前小師燒香諷經、不^ニ須設^ニ大斎会^一」とあるが竜湫は大小の寺院廿七所より観金を集め、のみならず他門の禪僧を住持につけた事に対して、夢窓門徒の中には聊かの不満を示すも



のがあった。即ち「進云、今日三会和尚為開山國師設忌斎⁽¹⁵⁾未審、國師還來不、答曰天上天下」とあるのは龍湫に対する細やかな反抗を示すものであろう。また同じ貞和二年の冬に義詮は虎闌師鍊の參徒性海靈見を三聖寺に請じて いる。「征夷大將軍義詮召以三聖精藍」師謝、病不応也、重有敦

請命、師作休々歌、以固辭焉、大樹感于歌、嚴旨汲々、既泊乎三回矣、於茲弗克免、遂詣洛直登三聖、一香酬⁽¹⁶⁾虎闌之法乳」とあり、義詮が三請に及ぶなど違例の事であり、入元帰朝した性海が同参の竜泉令淳から和泉堺に於て虎闌の遺物伽梨一頂を受けたのち、丹州に走って長寿、禪居、興勝の諸寺を創めて嗣法を現わさず、このため同門徒が義詮を頼んで性海を三聖に請じ、否応なしに虎闌に嗣香を焚かせようとする計画が、義詮をして三請に及ぼしめたものかも知れない。何れにしろ義詮の近辺に有力な聖一派禪僧が存在したような気がしてならない。更に翌年の貞治三年に義詮は伊予の河野通盛の申請に任せて善応寺を諸山の列に加えてい る。

伊予国善応寺事、任河野対馬入道善恵申請旨、可為諸

山列之状如件、
貞治三年五月三日
義詮御判
当寺長老⁽¹⁷⁾

とあり、善応寺もまた乾峰士雲の兄弟たる正堂土顕を開山

とする聖一派であり、河野氏は南山土雲（乾峰・友山・正堂の本師）の恩に酬いる意味で正堂を請じたと云う。⁽¹⁸⁾ 義詮が諸国の禅刹を諸山・十刹に列した数は如何なるものだろうか、今枝愛真氏の『禅宗の官寺機構』——五山・十刹・諸山の国別分 布について——より拾つて見ると次のようである。

山城大聖寺（雙峰宗源聖一派）、山城円通寺（東山湛昭聖一派）、尾張妙興寺（滅宗宗興大應派）、三河実相寺（円爾弁円聖一派）、駿河清見寺（無伝聖禪聖一派）、上総願成寺（雲叟慧海黃龍派）、近江延福寺（南山土雲聖一派）、美濃定林寺（無学祖元仏光派）、美濃龍門寺（一山一寧一山派）、上野吉祥寺（中岩円月大慧派）、越前弘祥寺（別源円旨宏智派）、越中崇聖寺（竺山至源聖一派）、備後天寧寺（春屋妙葩夢窓派）、伊予善応寺（正堂土顕聖一派）、豊後宝陀寺（悟庵智徹聖一派）、日向大慈寺（玉山玄提聖一派）などであり、延文三年五月より、貞治六年十二月までの間に十六ヶ寺が官寺に列せられ、そのうち聖一派九ヶ寺、諸派七ヶ寺を数えるのも中央にある聖一派禪僧の吹擧が効をなした結果であろう。そしてまた義詮は貞治五月に備前土師郷を万寿寺に寄進している。「宝篋相君、以備前土師郷⁽²⁰⁾易⁽²¹⁾越中佐味庄、又大小檀施洛中園地処々有⁽²²⁾之」とある如く、備前土師郷をもつてし、延文三年の五山昇格と云い、今度の所領と云い、義詮の聖一派禪僧に示す関心が深かつた証左かも知れ ない。然し万寿現住は一山派の蘭洲良芳のようで、「貞治二

年癸卯、師五十九歳、住_ニ相陽万寿_一四年乙巳、師六十一歳、住_ニ輩下万寿₍₂₁₎_二とある如く貞治四年に蘭洲は万寿進住をなし、翌年の貞治五年に義詮の寄進を受けている。それは万寿寺もさる事ながら、蘭洲の前恩に酬いる意味からかも知れない。「康安元年辛丑、南朝楠木正儀、細川清氏_一京師_一征夷大將軍宝篋院殿避_ニ寇江州武佐寺_一鹿苑院相國歲甫四歲、事勢太急、左右抱持、夜投_ニ師室_一匿_ニ于衣被之中_一五月、擁扶便輿、昼夜疾驅、赴播之白旛、寶篋院率_ニ諸道兵_一収_ニ復京都_一明年貞治元年壬寅、凱奏而返_ニ鹿苑院殿₍₂₂₎_二とある如く義詮は建仁の青山に対して庇護を施し、諸堂を完備して夢窓の遠忌をなさしめた。「師當_ニ先師十三年、竭力嘗_ニ忌齋_一征夷大將軍助_ニ施銅錢_ニ入寺、將軍入山預_レ聽、徒大衆喜_ニ法門光彩」

嚴_ニ淨_一寺_一莊_ニ飾諸堂_一集以_ニ奇珍_一超絕_ニ古今_一自爾寺門逐日興隆₍₂₃₎とあって青山の住する建仁堂塔を奇珍をもつて飾り、夢窓の遠忌を嚴修せしめるなど、聊か青山に対する帰依心は持っていた。青山とて初めは南山土雲のもとで、乾峰士曇、友山士偲、正堂士顕などと兄弟の關係にあって無際士永と称したもので、この辺にも義詮の聖一派との關係を見るべきである。軽て義詮は青山を鎌倉建長寺に移し、任期の後は暇入寺_ニ聽法₍₃₂₎とある如く、嘗つて南山土雲の門下にあって士永と称し、のち夢窓疎石に参じてその法を嗣いた青山の『仏觀禪師行狀』には、「未_レ幾遷_ニ居洛等持寺_一此寺者征夷大將軍源公為_ニ扶持王道_一歸_ニ依仏乘_ニ所_ニ開建_ニ之精藍也、八宗諸師於_ニ此席_一勤_ニ行法會_一時謂之天下仏法之館鑄、為_ニ住持_ニ者必得_ニ智道雙備_一内外兼學人、以當_ニ其職_ニ矣、源公久仰_ニ師德

望_一懇請住_ニ之、以_ニ治政之暇日_一入寺問道_一とある如く尊氏も夢窓無_ニきあと青山に問法し、義詮もまた「干時羽林相公_(源)公奉_ニ、聖旨以總_ニ管畿内及諸道軍事_一兼錄百揆、威福之權

重_ニ於相國_一亦致_ニ割愛之信心_一投子作_ニ弟子_ニとあつて尊氏在世中に夢窓に次いで青山にも受戒している。そしてまた貞治二年の夢窓十三年遠忌の際に青山は建仁寺にあつた。⁽²⁴⁾ 義詮は建仁の青山に対して庇護を施し、諸堂を完備して夢窓の遠忌をなさしめた。「師當_ニ先師十三年、竭力嘗_ニ忌齋_一征夷大將軍助_ニ施銅錢_ニ入寺、將軍入山預_レ聽、徒大衆喜_ニ法門光彩」嚴_ニ淨_一寺_一莊_ニ飾諸堂_一集以_ニ奇珍_一超絕_ニ古今_一自爾寺門逐日興隆₍₂₃₎とあって青山の住する建仁堂塔を奇珍をもつて飾り、夢窓の遠忌を嚴修せしめるなど、聊か青山に対する帰依心は持っていた。青山とて初めは南山土雲のもとで、乾峰士曇、友山士偲、正堂士顕などと兄弟の關係にあって無際士永と称したもので、この辺にも義詮の聖一派との關係を見るべきである。軽て義詮は青山を鎌倉建長寺に移し、任期の後は暇入寺_ニ聽法₍₃₂₎とある如く、嘗つて南山土雲の門下にあって士永と称し、のち夢窓疎石に参じてその法を嗣いた青山の『仏觀禪師行狀』には、「未_レ幾遷_ニ居洛等持寺_一此寺者征夷大將軍源公為_ニ扶持王道_一歸_ニ依仏乘_ニ所_ニ開建_ニ之精藍也、八宗諸師於_ニ此席_一勤_ニ行法會_一時謂之天下仏法之館鑄、為_ニ住持_ニ者必得_ニ智道雙備_一内外兼學人、以當_ニ其職_ニ矣、源公久仰_ニ師德

望_一懇請住_ニ之、以_ニ治政之暇日_一入寺問道_一とある如く尊氏も夢窓無_ニきあと青山に問法し、義詮もまた「干時羽林相公_(源)公奉_ニ、聖旨以總_ニ管畿内及諸道軍事_一兼錄百揆、威福之權

重_ニ於相國_一亦致_ニ割愛之信心_一投子作_ニ弟子_ニとあつて尊氏在世中に夢窓に次いで青山にも受戒している。そしてまた貞治二年の夢窓十三年遠忌の際に青山は建仁寺にあつた。⁽²⁴⁾ 義詮は建仁の青山に対して庇護を施し、諸堂を完備して夢窓の遠忌をなさしめた。「師當_ニ先師十三年、竭力嘗_ニ忌齋_一征夷大將軍助_ニ施銅錢_ニ入寺、將軍入山預_レ聽、徒大衆喜_ニ法門光彩」嚴_ニ淨_一寺_一莊_ニ飾諸堂_一集以_ニ奇珍_一超絕_ニ古今_一自爾寺門逐日興隆₍₂₃₎とあって青山の住する建仁堂塔を奇珍をもつて飾り、夢窓の遠忌を嚴修せしめるなど、聊か青山に対する帰依心は持っていた。青山とて初めは南山土雲のもとで、乾峰士曇、友山士偲、正堂士顕などと兄弟の關係にあって無際士永と称したもので、この辺にも義詮の聖一派との關係を見るべきである。軽て義詮は青山を鎌倉建長寺に移し、任期の後は暇入寺_ニ聽法₍₃₂₎とある如く、嘗つて南山土雲の門下にあって士永と称し、のち夢窓疎石に参じてその法を嗣いた青山の『仏觀禪師行狀』には、「未_レ幾遷_ニ居洛等持寺_一此寺者征夷大將軍源公為_ニ扶持王道_一歸_ニ依仏乘_ニ所_ニ開建_ニ之精藍也、八宗諸師於_ニ此席_一勤_ニ行法會_一時謂之天下仏法之館鑄、為_ニ住持_ニ者必得_ニ智道雙備_一内外兼學人、以當_ニ其職_ニ矣、源公久仰_ニ師德

望_一懇請住_ニ之、以_ニ治政之暇日_一入寺問道_一とある如く尊氏も夢窓無_ニきあと青山に問法し、義詮もまた「干時羽林相公_(源)公奉_ニ、聖旨以總_ニ管畿内及諸道軍事_一兼錄百揆、威福之權

また夢窓派の長老当時七十四才と云う碧潭周皎の講席にもを傾けた。「源將軍義詮、偶丁ニ北堂之憂、盧于等持之墓」⁽²⁸⁾
例請レ師講ニ梵典一者百日、資三薦冥福、一時之公卿競奔而問道」とあり、母登子の死を契機に義詮は等持寺にあつて參禪問法した。尊氏の死去より登真院の逝去まで義詮は「壯年未_レ染_ニ神於法門」この状態なのか、この間は既に聖一派との関係が細々と続けられたりし、青山との間にも徹底的では無いにしても信仰心の兆はてつた。「我宗安危在_ニ此之時」とは義詮が夢窓派との関係が稀薄であつた事を示すものであり、母登子の死が義詮をして再び夢窓派へ引寄せる契機となつた。それが即ち「我門已得_ニ泰山之安」の言葉となつて現われたものであらうし、貞治六年九月廿九日に至つて幼き義滿を天竜寺の春屋妙葩を戒師として受戒させたのも、義詮の夢窓派帰依が固定化した結果であらうし、尊氏によつて振り廻されて身につけた天竜寺帰依も漸く功を奏したものと思われる。そしてまた十月には円覚寺黄梅院^(夢窓疎)の華嚴塔修造に対して

円覚寺黄梅院華嚴塔修造事、明年重莅_ニ彼所_一致_ニ祈禱之專

一一所_レ致_ニ其沙汰_一也、早以_ニ鎌倉・六浦小間別錢貨_一宛_ニ

彼要脚_一可_レ被_ニ修功_ニ之狀如件_一

貞治六年十月七日

花押

(義詮周信)

⁽²⁹⁾

當院塔主

とあり、同年四月に弟基氏が死去し、関東公方は基氏の子

氏満が嗣いだ。黄梅院華嚴塔修造は義詮にとつて余程重要な事と見え、幼き氏満に任しきれず自づから御教書を認めるあたり、夢窓派帰依も漸く軌道に乗つた感がある。然して義詮は十二月七日の臨終に際して黙庵周諭と春屋妙葩に看取られながら、法服をつけて合掌して果てたと云う。「府君七日逝去、其日戌時、召_ニ天竜春屋・等持默庵_一対面坐、換衣盥漱、披_ニ法服_一坐_ニ椅子上_一遺囑訖、合掌而終_一」⁽³⁰⁾とあり、夢窓の直弟も漸く五山の長老格に成長し、乾峰は無く、青山は建長寺大統庵にあり、南山は東福寺万年庵に退居し、夢窓派の年長者碧潭周皎は夢窓前半世の宗風(隠遁的)を堅持して西芳寺にあり表面に現われる事を欲しなかつた。⁽³¹⁾母登子の死が義詮をして家刹である等持寺に参入問法させ、果ては黙庵・春屋との接触を可能にさせ、後馳せながら尊氏の云う夢窓派帰依_ニ天竜寺帰依_ニ後醍醐院菩提を祈念する事が出来たし、春屋の登場は更にこれを強固なものとした。

註1 『太平記』卷三十三將軍逝去事

註2 『廣智國師語錄』

註3 『足利系図』

註4 『乾峰和尚行狀』『廣智國師語錄』

註5 右同

註6 『延寶伝燈錄』卷十一、『乾峰和尚行狀』

註7 『乾峰和尚行狀』

辻善之助博士『日本佛教史』中世編の三
『広智国師語録』『無規矩』『乾峰和尚行状』

『公卿補任』卷二

11 10 9 8

文
『京城万寿禅寺記』『五山歴代』『夢窓錄考証』、今枝氏前掲論

31 玉村氏前掲書
五

『友山和尚行状』『友山錄』
右同
『友山錄』
右同
『性海和尚行実』
『善應寺文書』大日本史料六編之二十五、七五四、八七一頁
『延宝伝燈録』卷十二
学士院紀要十九の三
『京城万寿禅寺記』
『弘宗定智禪師行状』
右同
『本朝高僧伝』卷三十一
『五山歴代』嗣夢窓石、仏觀禪師、貞治二年春入寺
『仏觀禪師行状』
玉村竹二氏『夢窓国師』
『仏日常光国師語録』善入寺默庵和尚三十三年忌請、辻博士
前掲書
『宗鏡禪師伝』
『黄梅院文書』鎌倉市史史料編三
『空華日用工夫集』貞治六年十二月十九日の条

晩年に至つて漸く夢窓派帰依に固定した義詮は、素より表面を飾る派手者のように、鎌倉より上洛の際には「馬具足奇麗也シカバ誠ニ耳目ヲ驚ス、其美ヲ尽シ善ヲ尽(1)」して上洛し、貞治六年三月廿九日の中殿御会の折も「丑刻ばかりに将军参せらる、その行粧万人めをおとろかざるといふ事なし(2)」と云う状態で多くの大名を従えて参内した義詮の一行に、貴賤はその目を見張つたと云う、そしてまた晩年も「美酒ヲ甘シ遊宴ヲ專トン、天下ノ政道ヲバ露バカリモ聞玉ハズ、春ハ花ノ下ニ席ヲ設ケ、秋ハ月ノ前ノ紅葉ノ宴(3)」を催す有様で、天下の政道を顧みない状態は、彼の高時入道と少しも変らぬ行跡であると陰口されでは、禪林政策などもその時々に於ける場当たり的なもので、思慮分別を弁えてなされたものとは思われず、聖一派に感じ入れば聖一派、夢窓派に取附かれれば夢窓派と廻りの環境に押し流されて一貫性がなく、禪宗信仰も父尊氏程でも無く、直義などには遠く及ばない。義詮は散在諸刹を諸山・十刹・五山などの列に加えたが、禪林内部の幣害や統制監理面についてはその御教書を発していない、そして一寸機嫌をとられると忽ち直義の先例に倣つたのか、「大徳寺并徳禅寺住持職同法度事、開山国師悉皆遺付之段、

云三東堂和尚、云三徳禪寺住徹翁規矩之篇、任三彼行事之旨、
令三門弟相承、可レ請ニ器用之門徒、次徳禪寺住持之事、宜レ被
ニ天下安全祈⁵之状如件、貞治六年九月十三日、正二位御判^(義詮)、
徹翁和尚⁽⁵⁾とある如く、徹翁義亨は大徳寺山内に徳禪寺を構
え、泉水奇石を配して庭園を築き、貴官高位の人々を招くに
義詮もその列に加わる事數度に及ぶと、忽ち氣持良くして徹
翁を天竜寺住持に請じたりした。⁽⁶⁾流石に徹翁はこれを辞退し
たが、春屋などはこれら義詮の言動が不安でならなかつたで
あらう。そして先の御教書も、宗峰妙超の遺風と後醍醐天皇
の綸旨に則り、門徒相承し徳禪寺住持に至つては宜しく天下
安全の祈禱を命じるなど、本を正せば義詮の不手際が不安を
招いたのに、如何に朝廷外護の寺とは云い裨益に見ても義詮
の神經が正常とは忽われない。それは単に「九月下旬の比ヨ
リ征夷大將軍義詮身心例ナラズシテ、寢食不快」の状態ばかり
で無く、義詮生來の力量がそうさせたものであらうし、こ
の点弟の基氏の方がより前向きであり、禪林統制に於ても筋
を通しているように思えてならない。基氏については後日の
機会にする。

註1 『太平記』卷廿七左馬頭上洛事、

2 『貞治六年中殿御会記』『太平記』四十卷中殿御会記事

3 『細川頼之記』

4 『大徳寺文書』家わけ十七の一、一七五、一七六、一九三号

5 『竜宝山誌』

6 『天應大現國師行狀』玉村竹一氏『大徳寺の歴史』講談社発行大徳寺所収

7 『太平記』卷四十將軍薨逝事
附記 執筆の機会を与えられた大野達之助教授、数々の教示に預
つた玉村竹一教授に御礼申し上げたい、また吉川、村上両君に
も御世話になつた。